（別紙１）

旅客自動車運送事業運輸規則第48条第１項に規定する運行管理業務の一元化において集約す

る業務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 該当に○ | 運行管理業務（抄） |
| 第一号 |  | 事業用自動車に車掌を乗務させること。 |
| 第一号の二 |  | 特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、又は遠隔からその業務を行わせること。 |
| 第二号 |  | 異常気象時等における措置を講ずること。 |
| 第三号 |  | 乗務割の作成及びこれに従い運転者を乗務させること。 |
| 第三号の二 |  | 休憩又は睡眠に必要な施設等を適切に管理すること。 |
| 第四号 |  | 酒気を帯びた状態にある乗務員等を運行の業務に従事させないこと。 |
| 第四号の二 |  | 乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることのできないおそれのある乗務員等を運行の業務に従事させないこと。 |
| 第五号 |  | 運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための運転者を配置すること（一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者のみ）。 |
| 第五号の二 |  | 乗務員等が運行中に疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全に運行の業務を継続し、又はその補助を継続することのできないおそれのあるときは、当該乗務員等に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること。 |
| 第六号 |  | 運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存すること。 |
| 第六号 |  | アルコール検知器を常時有効保持すること。 |
| 第七号 |  | 運転者等に対し、業務記録を記録させ、その記録を保存すること。 |
| 第八号 |  | 自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録をしなければならない場合において、運行記録計を管理し、その記録を保存すること。 |
| 第九号 |  | 自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録をしなければならない場合において、運行記録計により記録することができない事業用自動車を運行の用に供さないこと。 |
| 第九号の二 |  | 事故の記録を行い、その記録を保存すること。 |
| 第十号 |  | 運行基準図を作成して営業所に備え、これにより運転者等に対し、適切な指導をすること（一般乗合旅客自動車運送事業者のみ）。 |
| 第十一号 |  | 運行表を作成し、これを運転者等に携行させること（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業のみ）。 |
| 第十二号 |  | 運行の主な経路の調査をし、かつ、当該経路の状態に適合する自動車を使用すること（一般貸切旅客自動車運送事業者のみ）。 |
| 第十二号の二 |  | 運行指示書を作成し、かつ、これにより運転者等に対し適切な指示を行い、運転者等に携行させ、及びその保存をすること（一般貸切旅客自動車運送事業者のみ）。 |
| 第十三号 |  | 運転者として選任された者以外の者を運行の業務に従事させないこと。 |
| 第十三号の二 |  | 乗務員等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。 |
| 第十四号 |  | 運転者が乗務する場合には、次号の規定により運転者証を表示するときを除き、乗務員証を携行させ、及びその者が乗務を終了した場合には、当該乗務員証を返還させること（一般乗用旅客自動車運送事業者のみ）。 |
| 第十五号 |  | タクシー業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならない事業用自動車に運転者を乗務させる場合には、当該自動車に運転者証を表示し、その者が乗務を終了した場合には、当該運転者証を保管しておくこと（一般乗用旅客自動車運送事業者のみ）。 |
| 第十六号 |  | 乗務員等に対し、指導、監督及び特別な指導を行うとともに、記録及び保存を行うこと。 |
| 第十七号 |  | 運転者に適性診断を受診させること。 |
| 第十八号 |  | 踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、非常信号用具を備えること。 |
| 第十九号 |  | 補助者に対する指導及び監督を行うこと。 |
| 第二十号 |  | 法第二十五条ただし書の場合を除き、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十六号）の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと。 |
| 第二十一号 |  | 事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。 |

上記事項に対し、補足があれば記入してください。

（例：業務前点呼は集約しないが、業務後点呼は集約をする　等）

|  |
| --- |
|  |